別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第 29 条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30 点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には 60 点／台
法第 31 条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10 点／台	・1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には 20 点／台 ・故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30 点／台
法第 79 条	・虚偽の認証申請	・虚偽の認証申請	取消	
法第 81 条-1 項	・変更の未届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	３点 取消	注１－１
-2 項	・廃止の未届出	・廃止届出の未提出	取消	
法第 82 条-2 項	・相続等の未届出	・相続等の届出の未提出	３点	
法第 83 条-2 項	・譲渡の未届出	・事業の譲渡の届出の未提出	３点	
法第 89 条	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	３点	
法第 90 条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10 点／台 15 点／台	・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・事故を惹起した場合には 30 点／台
法第 91 条-1 項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③故意による特定整備記録簿の記載なし ④特定整備記録簿の	15 点 ３点 ６点 １点	・不正改造状態の場合は 15 点 ・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・注１－２

		一部記載漏れ、記載誤り ⑤故意以外により特定整備記録簿を備え付けていない ⑥故意により特定整備記録簿を備え付けていない	 ３点 ６点	
-2 項	･特定整備記録簿の交付義務違反	①故意以外により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ②故意により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	３点 ６点	注１－２
-3 項	･特定整備記録簿の保存義務違反	①故意以外により特定整備記録簿を２年間保存していない ②故意により特定整備記録簿を２年間保存していない	３点 ６点	不正改造状態の場合は 10 点 注１－２
法第 91 条の 2[則第 57 条]	･設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	６点 ６点	①次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備（管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置） ・離れた作業場の保守管理不備
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-1]	･料金表の掲示、掲載違反	①料金表を掲示・掲載せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示・掲載していない	５点 １点	
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-2]	･概算見積書の未交付等	①整備内容及び必要性を説明していない ②概算見積書の未交付	３点 ３点	

法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-3]	･点検整備料金の過剰請求	・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・故意による点検整備料金の過剰請求	６点 12 点	
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-4] 法第 99 条の 2	･不正改造	・不正改造を実施	15 点／台	５台以上は取消し
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-5]	・整備技術情報に基づく電子制御装置整備の未実施	①整備技術情報に基づく必要な電子制御装置整備の未実施 ②整備技術情報を入手できる体制にない	５点 ５点	①電子制御装置点検整備作業場外でエーミング作業を行うことができる条件の違反を含む。
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-6]	・エーミング作業の不適切	①エーミング作業の未実施 ②エーミング作業に必要な措置が講じられていない	６点 ６点	②離れた電子制御装置点検整備作業場への移動時における安全対策未実施を含む。
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-6 の 2]	・フロン類放出違反	・フロン類放出禁止違反	３点	
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-6 の 3]	・検査整備用電子情報処理組織の安全性確保違反	・検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	３点	次に掲げるものを含む ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用し、OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-6 の 4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD 検査及び OBD 確認に係る不正なデータを送信した ②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審	15 点 ５点	事故を惹起した場合は 30 点/台 ①次に掲げるものを含む ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合

		査を受けるまでにOBD検査又は OBD 確認作業後に OBD 検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼 ③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査または OBD 確認を実施した場合 ④事業場外で OBD 検査又は OBD 確認を実施した場合	 ３点 ３点	
法第 91 条の3[則第 62 条の 2 の 2 -1項-7]	･整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	10 点 10 点 ５点	
法第 91 条の3[則第 62 条の 2 の 2 -1項-8]	･整備主任者研修の未受講	･整備主任者研修の未受講	３点	
法第 91 条の3[則第 62 条の 2 の 2 -1項-9]	･ 訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施 ②一定の期間を超えて訪問特定整備等を行った実施 ③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施	15 点 15 点 15 点	①次に掲げる作業を含む。 ･完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ･電子制御装置点検整備作業場（施行規則第３条第８号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ･自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）

		④法第 94 条の 5-1 項の整備として訪問特定整備を実施	15 点／台	④・5台以上は取消し ・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。
		⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15 点／台	⑤・5台以上は取消し ・法第 48 条-1 項の点検又は法第 94 条の 5-1 項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む
		⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	６点	
		⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15 点	
		⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15 点	
		⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15 点	⑧次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務
		⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	６点	注１－３
		⑪訪問特定整備等教育記録を２年間保存していない	６点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注１－３
		⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15 点	

		⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	６点	⑬自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む
		⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10 点	
		⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	２点	
		⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	６点	
		⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12 点	
		⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12 点	
		⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15 点	
		⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった	15 点	注１－４
		㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り	２点	
		㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない	12 点	注１－４
		㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った	15 点	㉓訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
		㉔訪問特定整備等の体制について、定期	15 点	

		的に、第三者評価を受けていない		
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -1 項-10]	・違反行為の要求、依頼等	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幇助	15 点	次に掲げるものを含む。 ・構内外注の契約等が交わされていない（6点とする） ・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注 ・不正改造の実施を依頼等した場合又は不正改造状態で車検を依頼等した場合には 15 点／台（5台以上は取消し） ・ペーパー車検を実施若しくは依頼等した場合には 25 点／台（3 台以上は取消し）
法第 91 条の 3[則第 62 条の 2 の 2 -2 項]	・整備主任者の未届出、変更未届出	①整備主任者の届出、変更届出未提出 ②虚偽の届出、変更届出	３点 10 点	
法第 92 条	・改善命令違反	・法第 92 条に基づく命令に従わず	取消	
法第 93 条-1 号	・事業の停止命令違反	・事業の停止命令に従わず	取消	
-2 号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	５点 ５点	①訪問特定整備等の場合は１０点 ②訪問特定整備等の場合は１０点
	・認証条件違反	・認証の条件違反	５点	
-3 号	・欠格事項	・法第 80 条第１項第２号イ、ハ又はニに該当（但し、法人であって、その役員が法第 80 条第１項第２号ロに該当した場合を除く。）	取消	
法第 94 条の 5	・適合証等の不正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15 点／台 15 点／	・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。

			台	ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。 ①3台以上は取消し ②5台以上は取消し
法第 100 条 −1 項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	30 点	
−2 項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	30 点	

注１－１：変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。

注１－２：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注１－３「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を２年間保存していないの項目については、両方の違反事項が該当しても、1項目のみの違反点数を適用する。

注１－４「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

別表２ 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第 94 条の2 −1 項	･虚偽の指定申請	･虚偽の指定申請	取消	
−3 項［指定規則第3条］	･検査設備の共同使用要件違反	①検査設備の管理責任者が明確でない	３点	
		②共用設備の管理規程が明確でない	３点	
		③共用先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた	３点	
		④共用設備の能力に余裕がない	３点	
		⑤共用使用契約が明確でない	３点	
		⑥共用設備に対応した車両置場が附置されていない	３点	
法第 94 条の3−1 項［優良規則第５条及び第６条］ −1 号	･検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	３点	注２－１
−2 号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	３点	注２－１
−3 号		③必要な施設が備えられていない	３点	注２－１
−4 号		④完成品に恒常性を有していない	３点	注２－１
−5 号		⑤主任技術者を有していない	３点	注２－１
−6 号		⑥工員が不足している	３点	注２－１
−7 号		⑦整備士の保有数を確保していない	３点	注２－１
−8 号		⑧健全な経営でない	３点	注２－１
−9 号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	３点	注２－１
［指定規則第2条］		･検査の設備が備えられていない	３点	注２－１

-2 項	･是正命令違反	・是正命令に従わない	取消	
法第 94 条の4 -1 項 [指定規則第4条]	･検査員の選任違反	・検査員がいない	20 点	
-2 項 [指定規則第4条の 2 -1 項] -2 項]	・検査員の兼任要件違反	①検査員を他の事業者に兼任させていた ②兼任先の事業場までの所要時間が常に1時間を超えていた ③兼任に係る事業場の検査業務処理に支障が生じていた	20 点 ３点 ３点	
-3 項 [指定規則第5条 -3 項]	･検査員の未届出、変更未届出	①虚偽の届出、変更届出 ②検査員の届出、変更届出未提出	20 点 ９点	
-4 項	･解任命令違反	・解任命令に従わない	取消	
法第 94 条の5 -1 項	･適合証等の不正交付 （記載・証明不適切）	①検査員の証明を虚偽の記載（法第 94 条の５第２項に基づく電磁的方法により登録情報処理機関に提供することを含む。この項において「電磁的方法による提供」という。）した ②適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽の記載し、適合証を交付した ③検査員の証明がない（選任されていない検査員有資格者に証明させた場合を含む）のに適合証を交付した	45 点／台 30 点／台 20 点／台	記載誤りは３点（電磁的方法による提供を除く） 記載誤りは３点（電磁的方法による提供を除く）
	（保安基準不適合）	①不正改造状態で適合証を交付した	45 点／台	５台以上は取消し 注２－４ 注２－５
		②故意により保安基準不	30 点／	注２－４

		適合状態で適合証を交付した	台	
		③故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付した	30　点 × 違反台数に応じた表１の係数	注２－４ 注２－５
		④保安基準不適合状態となるおそれがある状態で適合証を交付した	10　点 ／ 台	
	（点検・整備・検査不適切）	①ペーパー車検を実施した	取消	
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	45　点 ／ 台	注２－１
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10　点 ／ 台	・電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注２－１ 注２－５
		④検査を全て実施せず適合証を交付した	45　点 ／ 台	注２－１
		⑤故意により検査の一部を実施せず適合証を交付した	10　点 ／ 台	注２－１ 注２－６
		⑥故意以外により検査の一部を実施せず適合証を交付した	10　点 × 違反台数に応じた表２の係数	注２－１ 注２－５ 注２－６
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した	30　点 ／ 台	事故を惹起した場合は４５点／台 注2-1
		⑧OBD 検査を OBD 確認モードで実施し適合証を交付した	３点	
	･適合証の交付	・依頼者へ適合証を交付	10　点 ／	

	請求	せず	台	
	･適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	30　点／台	事故を惹起した場合には 45 点／台 注２－１ 注２－５
		②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20 点／台	注２－１ 注２－４ 注２－５ 注２－７
	･臨時検査を受けずに適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に適合証を交付した	20　点／台	
-4 項	･検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず適合証に証明した（検査の一部未実施を含む。）	－	解任命令 注２－６
		②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず適合証に証明した	－	解任命令
		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず適合証に証明した（②を除く。）	－	解任命令
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証に証明した	－	解任命令
-5 項	・同一性違反	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	－	解任命令 注２－７
-6 項	･保安基準適合標章の有効期間	・適合標章の有効期間を記載誤りした	３点／台	虚偽記載は 30 点／台
法第 94 条の 5 の 2 -1 項	･限定適合証の不正交付 （記載・証明不適切）	①検査員の証明を虚偽記載した ②限定適合証の検査年月日、交付年月日を虚偽記載し、限定適合証を交付した	45 点／台 30　点／台	記載誤りは３点 記載誤りは３点

		③検査員の証明がない（選任されていない検査員有資格者に証明させた場合を含む。）のに限定適合証を交付した	20　点／台	
	（保安基準不適合）	・保安基準不適合状態で限定適合証を交付した	45　点／台	不正改造状態５台以上は取消し 注２－５
	（点検・整備・検査不適切）	①整備の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10　点／台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注２－１ 注２－５
		②検査の全て又は一部を実施せず限定適合証を交付した	10　点／台	注２－１ 注２－５ 注２－６
		③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証を交付した	30　点／台	事故を惹起した場合は 45点／台 注２－１
		④OBD 検査を OBD 確認モードで実施し限定適合証を交付した	３点	
	･限定適合証の交付請求	・依頼者へ限定適合証を交付せず	10　点／台	
	･限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	30　点／台	事故を惹起した場合には 45点／台 注２－５
-3 項	･臨時検査を受けずに限定適合証を交付	・臨時検査を受けるべき自動車に限定適合証を交付した	20　点／台	
	･検査員の不正証明行為	①検査員が検査していないにもかかわらず限定適合証に証明した（検査の一部未実施を含む。）	－	解任命令 注２－６
		②検査員が不正改造状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した	－	解任命令

		③検査員が保安基準不適合状態であるにもかかわらず限定適合証に証明した（②を除く。）	ー	解任命令
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証に証明した	ー	解任命令
法第 94 条の6 -1 項	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①指定整備記録簿を備え付けていない ②指定整備記録簿の虚偽記載 ③指定整備記録簿の記載なし ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤指定規則第 10 条の2の様式と異なる指定整備記録簿に記載	３点 30 点 20 点 ３点 ３点	不正改造状態の場合は 30 点　注２－２ ④点検及び整備の概要欄の大部分に漏れがある場合は５点
-2 項	・指定整備記録簿の保存義務違反	・指定整備記録簿を２年間保存していない	20 点	不正改造状態の場合は 30 点 注２－２
法第 94 条の8 -1 項 -1 号	・適合証交付停止命令違反	・適合証交付停止命令に従わない	取消	
-2 号		・法第 94 条の８第１項第２号（法第 93 条第２号に該当する場合を除く。）に該当（ただし、法人であって、その役員が法第 80 条第１項第２号ロに該当する場合を除く。）	取消	
-3 号	・業務の範囲の限定違反 ・指定条件違反	①対象とする自動車の種類以外に適合証を交付した ②業務の範囲の自動車の種類以外に適合証を交付した ・指定に附した条件に違	５点／台 ５点／台 ５点	

		反した		
-4 号		・法第 94 条の8第1項第4号に該当（法人であって、その役員が法第 94 条の２第２項において準用する法第 80 条第1項第2号ロに該当する場合を除く。）	取消	
-5 号	・自賠責の確認をせず適合証交付	①適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち一部の期間において自賠責未加入状況になるにもかかわらず適合証を交付した ②自賠責保険証明書が提示されていないにもかかわらず適合証交付した	10 点／台 10 点	全部又は大部分の期間において自賠責保険未加入状況の場合は 30 点／台
法第 94 条の 9	･変更の届出	①変更届出の未提出 ②虚偽の変更届出	３点 取消	注２－３
	･廃止の届出	・廃止届出の未提出	取消	
	･標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	３点	
法第 94 条の 10［指定規則第 7 条 -2 項］	･検査員の不正証明行為	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	―	解任命令
［指定規則第 12 条 -1 項］	･検査機器の校正	・検査機器の校正の一部又は全てを実施せず	６点	
［指定規則第 12 条 -2 項］	･検査機器の校正記録の保存	・検査機器の校正記録の一部又は全てを保存せず	３点	
［指定規則第 14 条］	･検査員研修	・検査員研修の未受講	３点	
法第 99 条の 2	･不正改造	①不正改造を実施（要求し、依頼し若しくは唆し又は幇助した場合を含	30 点／台	５台以上は取消し

		む。）		
		②検査員が不正改造を実施（要求し、依頼し若しくは唆し又は幇助した場合を含む。）	ー	解任命令
法第 100 条 −1 項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	60 点	
−2 項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60 点	

注２－１：同一違反事項中に異なる具体的違反事例があった場合、併科する。

注２－２：「記録簿の記載なし」及び「記録簿を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当しても、１項目のみの違反点数を適用する。

注２－３：変更事項が複数項目あった場合でも１違反事項とする。

注２－４：同一自動車について、一つの違反箇所が複数の具体的違反事例に該当した場合には、併科せず最大の違反点数を適用する。

注２－５：同一自動車について、当該具体的違反事例に係る「指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り」は、併科しない。

注２－６：「検査の一部未実施」については、検査機器の許容能力を超える自動車を当該検査機器で検査した場合又は、審査事務規程と異なる方法で検査を行い保安基準適合性の判定ができていない場合を含む。

注２－７：「同一性の相違する自動車」について、自動車検査証、登録識別等通知書（抹消登録証明書）、及び自動車検査証返納証明書の本通以外での書類で確認を行い、同一性の判定ができていない場合も含む。

表1

違反台数	1	2	3	4	5	6～10	11～15	16以上
係　　数	1	2	3	4	5	6	8	10

表2

違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数	違反台数	係数
1 ～ 9	1	90 ～ 99	10	500～549	19	950～999	28
10～19	2	100～149	11	550～599	20	1000～	29
20～29	3	150～199	12	600～649	21		
30～39	4	200～249	13	650～699	22		
40～49	5	250～299	14	700～749	23		
50～59	6	300～349	15	750～799	24		
60～69	7	350～399	16	800～849	25		
70～79	8	400～449	17	850～899	26		
80～89	9	450～499	18	900～949	27		

別表３　優良自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第 31 条	･車台番号等の塗まつ行為等	･車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10 点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には 20 点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30 点／台
法第 94 条 −1 項	･虚偽の認定申請	･虚偽の認定申請	取消	
−2 項［優良規則第 8 条］	･標識の掲示違反	･公衆の見易いように標識を掲示していない	３点	
法第 94 条 −4 項［優良規則第 5 条及び第 6 条］ −1 号	･検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	３点	注３－２
−2 号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	３点	注３－２
−3 号		③必要な施設が備えられていない	３点	注３－２
−4 号		④完成品に恒常性を有していない	３点	注３－２
−5 号		⑤主任技術者を有していない	３点	注３－２
−6 号		⑥工員が不足している	３点	注３－２
−7 号		⑦整備士の保有数を確保していない	３点	注３－２
−8 号		⑧健全な経営でない	３点	注３－２
−9 号		⑨法令の規定を遵守する体制でない	３点	注３－２
［優良規則第7条 −1号］	･検査の設備等が基準不適合	①作業区分に係る作業内容に定める作業が実施できる体制にない	３点	注３－２

-2 号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	３点	注３－２
		③必要な施設が備えられていない	３点	注３－２
		④完成品に恒常性を有していない	３点	注３－２
		⑤主任技術者を有していない	３点	注３－２
		⑥工員が不足している	３点	注３－２
		⑦整備士の保有数を確保していない	３点	注３－２
		⑧健全な経営でない	３点	注３－２
		⑨法令の規定を遵守する体制でない	３点	注３－２
法第 94 条 -5 項［優良規則第 9 条］	･変更の未届出	①変更届出の未提出	３点	注３－１
		②虚偽の変更届出	取消	
法第 99 条の 2	･不正改造	・不正改造を実施（要求し、依頼し若しくは唆し又は幇助した場合を含む。）	15 点／台	５台以上は取消し
法第 100 条 -1 項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	60 点	
-2 項	･立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避（正当な理由なく対応しない場合を含む。）又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60 点	

注３－１：変更事項が複数項目あった場合でも１違反事項とする。
注３－２：具体的違反事例が同一違反事項の場合、併科する。